

ごみの減量化・再資源化

問い合わせ 環境処理センター
施設担当 ☎32-5391



～捨てれば「ごみ」・リサイクルすれば「資源」～

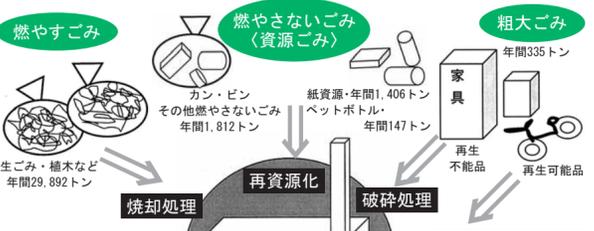
【事業系ごみの取り扱い】
 会社や店舗などから出される「事業系ごみ」は、廃棄物処理法で、事業者が自らの責任で処理するよう、定められています。
 事業者の責務として、「ごみの排出抑制」とともに、「ごみの減量化」に協力をお願いします。
 ■事業系ごみは、市で収集ができません。
 ■ごみの大小・多少を問わず、家庭ごみステーションやバイオイン投入口に捨てることはできません。
 環境処理センターに直接持ち込む(受入基準適合物)か、市に登録されている許可業者に運搬委託をして、適正に処理をしてください。また、産業廃棄物は専門の業者による処理をお願いします。
 持ち込む時は、事前にお問い合わせください。

ルールを守って、ごみの減量・再資源化を

市内で捨てられる「燃やすごみ」では紙・布類が一番多く、全体の約48%を占めています。しかし、その中に缶などの「燃やさないごみ」が約6%も混入しています。
 また、「燃やさないごみ」の中にも、収集品目以外の物が捨てられているため、選別処理に大変困っています。
 【お願い】ごみを捨てる前にもう一度考えて!!
 それぞれの収集日には、間違いないように分別し、ごみを出すようにしてください。
 捨てれば「ごみ」ですが、リサイクルすれば「資源」です。ごみを捨てる前にもう一度「使う工夫」ができないかどうかを考えてみてください。
 ごみの減量化・再資源化に、市民の皆さんの、さらなるご協力をお願いします。

環境処理センターでのごみの減量化・再資源化

環境処理センターでは、搬入されたごみを次のとおり処理しています。ごみの減量化・再資源化にご協力をお願いします。



焼却処理

《年間31,419トン》
 燃えるごみは、全連続燃焼式ストーカ炉で、24時間連続して焼却しています。
 法律による規制値および「公害防止協定」(芦屋浜自治会連合会と締結)による基準値を遵守し、公害防止に万全を期しています。

再資源化

《再資源化量・年間2,173トン》
 ■紙資源・年間1,406トン 選別せず、再生工場へ
 ■ペットボトル・年間117トン (再資源化率79%) そのまま再生工場へ
 ■カン・年間123トン (再資源化率81%) アルミとスチールに分けて、再生工場へ
 ■ビン・年間404トン (再資源化率50%) 色別に分けて、再生工場へ
 ■鉄類等・年間123トン (再資源化率14%) 鉄類等に分けて、再生工場へ

リユースフェスタ

《家具類・自転車》
 ■日時 6月25日～27日・午前10時～正午・午後1時～4時(*27日は午後3時まで)
 ■会場 環境処理センター ■申し込み 持参のはがきに、1世帯(市内在住)につき、家具類・自転車各品ごとの1品目を記入し、担当へ 重複・代理等の申し込みは不可
 ■引き取り 7月10日(土)・11日(日)

平成21年度 環境処理センターの運転状況結果

■焼却灰熱灼減量									
項目	年平均値	規制値	単位:%						
熱 灼 減 量	4.10	10.00							
■騒音									
区 分	焼却炉運転中	敷地境界内における基準値	単位:dB						
	境界内	境界外							
測定日	11月19日・20日	—							
《朝》午前6時～8時	43(51)	47(53)	50						
《昼》午前8時～午後6時	49(57)	53(59)	60						
《夕》午後6時～10時	48(53)	47(56)	50						
《夜》午後10時～午前6時	40(41)	44(45)	45						
*()内は、周辺の道路騒音等(外乱)を含む数値									
■振動									
区 分	焼却炉運転中	敷地境界内における基準値	単位:dB						
	境界内	境界外							
測定日	11月19日・20日	—							
《昼間》午前8時～午後7時	30	29	60						
《夜間》午後7時～午前8時	26	24	55						
■臭気									
区 分	環境処理センター敷地境界		単位:dB						
測定日	11月19日								
悪臭物質濃度	すべて悪臭防止法基準内								
■大気環境調査									
区 分	単位	打出浜小学校	高浜町9高層	規制値					
測定日	—	10月15日・16日	2月18日・19日	1日平均環境基準					
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.026	0.035	0.100					
二酸化硫黄	ppm	0.004	0.005	0.004					
二酸化窒素	ppm	0.020	0.030	0.040					
一酸化窒素	ppm	0.008	0.003	0.005					
塩化水素	ppm	0.001	<0.001	<0.001					
■排出ガスの排出濃度									
区 分	単位	1号炉	2号炉	基準値	規制値				
測定日	—	5月13日	11月4日	7月1日	9月9日	1月13日	3月10日	—	—
ばいじん	g/m ³ N	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.003	<0.003	0.02	0.08
硫酸化合物	ppm	<2	<2	<2	<2	<3	<3	20	150
窒素化合物	ppm	25	13	17	31	14	15	60	250
塩化水素	ppm	3	1	5	1	4	2	25	430

平成21年度 環境処理センターの運転状況結果

■排ガス中のダイオキシン類				
区 分	1号炉	2号炉	規制値	単位:等価換算値 ng-TEQ/m ³ N
測定日	5月13日	9月9日	—	—
ダイオキシン類	0.0018	0.013	1.00	
■焼却灰・バグ灰中のダイオキシン類				
区 分	焼却灰	バグ灰	規制値	単位:等価換算値 ng-TEQ/g
測定日	9月9日	—	—	—
ダイオキシン類	0.00000081	0.13()	3	
※バグ灰は、薬剤処理をしているため、基準(規制値)を適用しない。				

家庭ごみ系排出量削減目標 20%削減を達成

リサイクル料金表

種類	テレビ		冷蔵庫・冷凍庫		エアコン	洗濯機・衣類乾燥機
	画面サイズ 15型以下	16型以上	内容量 170ℓ以下	171ℓ以上		
料金	1,785円	2,835円	3,780円	4,830円	2,625円	2,520円

■販売店に依頼した場合 リサイクル料金+販売店の収集運搬料金3,000円～5,000円(平成22年3月現在)となります。
 取り外し・持ち出し等は、別途料金がかかります。
 事務手続き(リサイクル料金の支払い・リサイクル券の記入)と同時にしてくれます。
 問い合わせ 家電リサイクルセンター ☎0120-319-640

「リサイクル家電」は市では引き取りができません

■家電リサイクル法
 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」により、上記の家電製品は小売業者による引き取り、または製造業者などによる再商品化が義務付けられています。

■兵庫方式
 販売店に引き取り義務があるのは、過去に販売した製品と買換え時の下取りをする場合ですが、兵庫県においては、兵庫県電機商業組合加盟小売店が、それ以外の製品の引き取りをする「兵庫方式」が制度化しています。

■処理の仕方
 本市では、「兵庫方式」で処理をしていますので、市では処理ができません。また、廃棄と購入を別々にしますと料金が高くなります。廃棄をする前にお問い合わせいただいた上で、手続きされることをお勧めします。

ごみの不法投棄禁止について

問い合わせ 環境処理センター 収集担当 ☎22-2155

資源ごみ集団回収

自治会

■日時 6月25日～27日・午前10時～正午・午後1時～4時(*27日は午後3時まで)
 ■会場 環境処理センター ■申し込み 持参のはがきに、1世帯(市内在住)につき、家具類・自転車各品ごとの1品目を記入し、担当へ 重複・代理等の申し込みは不可
 ■引き取り 7月10日(土)・11日(日)

家電製品のリサイクル

家電製品のうち、エアコン・テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機(衣類乾燥機)については、リサイクルが義務付けられており、粗大ごみとして市で処分することができません。これらリサイクル家電を処分する場合は、販売店に引き取りを依頼してください。

引き取りは、リサイクル料金(左表)がかかります。メーカーにより料金の異なるものもありますが、詳細については、「家電リサイクル券センター」へお問い合わせください。

パソコンのリサイクル

パソコンは、平成十五年十月一日から、資源有効利用促進法に基づいてメーカーが回収し、部品や材料を再資源化するPCリサイクルをすすめています。
 「ご家庭で不要になったデスクトップ本体・ディスプレイ・ブラウン管式または液晶式」ノートブックパソコンの処分は、製造・販売メーカーへの回収の申し込みが必要となります。
 ■リサイクル料金
 「PCリサイクル」開始以降に販売されたパソコンには、「PCリサイクル」マークの表示があり、消費者の負担はありません。
 「PCリサイクル」開始以前に購入したパソコンは、回収ができません。そのため、市では回収ができませんので、回収手続きをお願いします。

■買い換え以外の場合でも、家電を引き取ってもらえるお店

社名	住 所	電 話
アイレックス芦屋	業平町3-6	31-1041
アイレックス芦屋浜	浜風町3-9	22-5426
エミヤデンキ	前田町3-10	22-4229
北村電気商会	大原町4-14	34-2121
東洋テレビラジオセンター	茶屋町6-12	32-1771
M/S倶楽部ヒガシ	浜町6-12	32-7588
北村電気岡本店	神戸市東灘区岡本3-13-12	078-431-5686
ツネヨシ電器	神戸市東灘区深江北町1-6-29	078-412-3450
きくち電気商会	西宮市寿町4-37	0798-22-5726
ミストリ電気	西宮市北名次町2-16	0798-71-5519

「ごみの不法投棄」はやめましょう

「ごみ出しルール」に違反して出されたごみは、「不法投棄」となります。場合によっては、警察の取り締まりを受けることとなりますので、ご注意ください。

■「こんな時のごみ出しルール」
 最近よくあるお問い合わせの中から、「間違いやすいごみ出し方」について説明します。
 ■靴を捨てるには?
 「燃やさないごみ」に、出してください。
 ■蛍光灯は?
 大きさに関係なく、その他燃やさないごみ」に出してください。
 ■ご自身で、中身を処分できない場合は、処分可能な業者による有料での処分となります。
 ■自宅で使用した「注射針等」は?
 処分可能な業者による、有料での処分となります。
 ■「砂土」などは?
 処分可能な業者による、有料での処分となります。
 ■「中身の入ったカセットボンベや缶身」は?
 中身をすべて出し切り、穴を空けて、その他燃やさないごみ」に出してください。
 ■「ボタン電池」は?
 家電量販店などの回収ボックスに出してください。
 ■「灯油用ポリタンク」は?
 袋に入れて、「燃やすごみ」に出してください。
 ■「砂土」などは?
 処分可能な業者による、有料での処分となります。
 ■「中身の入ったカセットボンベや缶身」は?
 中身をすべて出し切り、穴を空けて、その他燃やさないごみ」に出してください。
 ■「ボタン電池」は?
 家電量販店などの回収ボックスに出してください。
 ■「灯油用ポリタンク」は?
 袋に入れて、「燃やすごみ」に出してください。

燃やすごみ

午前8時30分までにステーションへ

生ごみ類 紙くず・紙おむつ類

革製品 プラスチック類

紙資源

午前8時30分までにステーションへ

雑誌・チラシ・その他紙類 (第2週の水曜日)

新聞と紙パック (第4週の水曜日)

PET

のマークのあるペットボトル(飲料、酒、みりん等)のみ収集します。(第3週の水曜日)

ペットボトル

午前8時30分までにステーションへ

スチール缶類 (第3週)

アルミ缶類 (第3週)

カン

午後0時30分までにステーションへ

ジュースのビン (第1-5週)

調味料のビン (第1-5週)

ビン

午後0時30分までにステーションへ

ガラス類 (第2-4週)

鉄類 (第2-4週)

陶器類 (第2-4週)

ガラス・せともの

*割れた物を含め、厚紙などで包んでからごみ袋に入れ、捨てましょう。

スプレー式の容器

*塗料・殺虫剤・卓上用ガソリンなどは、使い切った後、風通しのよい場所(穴をあけ、ごみ袋に入れて)出しましょう。